

重要事項説明書
(看護小規模多機能型居宅介護サービス)

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	一般社団法人 幸樹会
主たる事務所の所在地	〒270-2253 千葉県松戸市日暮 7-344
代表者(職名・氏名)	代表理事 佐塚 みさ子
設立年月日	平成26年2月17日
電話番号	047-701-7550
法人の有する他の事業の種類	調剤薬局・訪問看護・居宅介護支援・訪問介護・福祉用具貸与・特定福祉用具販売

2. 事業所の概要

事業所名	看護小規模多機能型居宅介護 さんしょう	
サービスの種類	看護小規模多機能型居宅介護サービス	
事業所の所在地	〒270-2254 千葉県松戸市河原塚411-1	
電話番号	047-710-0331	
指定年月日・指定事業所番号	令和4年9月1日指定	1292494026
管理者の氏名	喜瀬 はるみ	

3. 利用施設の概要

建物の構造・述べ床面積	鉄筋コンクリート 3 階建て・670.88 m ²
設備等	宿泊室(9 室)、食堂兼リビング、台所、浴室(2 箇所)、トイレ(3 箇所)、事務室、自動火災通報装置、スプリンクラー
最寄の交通機関からの距離・所要時間	(鉄道)JR 武蔵野線新八柱駅・新京成線八柱駅より約 1.0km 徒歩 12.5 分 (バス)新京成バス、中参道バス停より約 150m 徒歩 2 分

4. 営業日、営業時間及び事業の実施地域

営業日	年中無休
営業時間	通いサービス・基本時間 9 時 00 分から 18 時 00 分まで 宿泊サービス・基本時間 18 時 00 分から 9 時 00 分まで 訪問サービス・24 時間
通常の事業の実施地域 (日常生活圏域)	松戸市東部地区

5. 登録定員および利用定員

登録定員	29 人
通いサービス利用定員	18 人
宿泊サービス利用定員	9 人

※登録をいただいている場合であっても、利用定員を超過する場合には、通いサービス又は宿泊サービスの提供ができない場合がございます。

6. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	一般社団法人幸樹会が設置する『看護小規模多機能型居宅介護さんしょう』（以下「事業所」という。）において実施する指定看護小規模多機能型居宅介護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、介護支援専門員及び従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態の利用者に対して、適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。
運営の方針	事業所の職員は、通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

7. 従業者の職種、員数及び勤務の体制

従業者の職種	資格	員数	勤務の体制
管理者	看護師	1人	常勤兼務
介護支援専門員	介護支援専門員	1人以上	
介護従業者	看護職員 (看護師又は准看護師)	常勤換算で 2.5人以上	
	介護職員 (訪問介護員養成研修2級課程 を修了した者等)	5人以上	

8. 提供するサービスの内容

サービス区分と 種類	内容・標準的な手順
居宅サービス計画 の作成	介護支援専門員は、指定看護小規模多機能型居宅介護のサービスの提供開始時に、具体的取組方針に沿って、居宅サービス計画を作成する。 - 介護支援専門員は、要介護状態の利用者に応じて作成した居宅サービス計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し文書により同意を得る。 - 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者に交付する。 - 居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の心身及び家族の状況等を踏まえ、その解決すべき課題を適切に把握するとともに、利用者の日常生活全般を支援する観点から介護サービス以外の保健医療サービス及び福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置付けるよう努めるものとする。更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行う。 - 居宅サービス計画を変更した際には、変更した当該居宅サービス計画の内容について、利用者及びその家族に対して説明し同意を得た上で交付する。

看護小規模多機能型居宅介護計画の作成	介護支援専門員は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、従業者との協議の上、援助の目標、当該目的を達成するための具体的な介護及び看護サービス内容を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画(以下「介護計画」という。)を作成する。 2 前項の介護計画のうち看護サービスに係る記載については、利用者の希望、主治医の指示、看護目標及び具体的なサービス内容等を含むものとし、看護職員との密接な連携を図り作成する 3 介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し文書により同意を得る。 4 介護支援専門員は、介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付する。 5 事業者は、主治医との連携を図り、適切な看護サービスを提供するため、第1項の介護計画を利用者の主治医に定期的に提出する。 6 介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。 7 介護計画を変更した際には、変更した当該介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して説明し同意を得た上で交付する。								
報告書の作成	看護職員は、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成する。 事業者は、主治医との連携を図り、適切な看護サービスを提供するため、前項のサービス報告を利用者の主治医に定期的に提出する。								
通いサービス および 宿泊サービス	利用者を事業所に通わせ、もしくは宿泊させ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。サービス提供に当たっては、可能な限り利用者と従業者が共同で行うよう努めるものとする。 <table border="1" data-bbox="359 1167 1476 2033"> <tr> <td data-bbox="359 1167 571 1346">日常生活の援助</td><td data-bbox="571 1167 1476 1346"> 日常生活動作の能力に応じて必要な援助を行う。 ① 移動の介護 ② 養護(静養) ③ その他必要な介護 </td></tr> <tr> <td data-bbox="359 1346 571 1429">健康のチェック</td><td data-bbox="571 1346 1476 1429"> 血圧測定、利用者の全身状態の把握等を行う。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="359 1429 571 1865">機能訓練</td><td data-bbox="571 1429 1476 1865"> 利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種訓練を行う。 ① 運動機能回復訓練 ② 口腔機能回復訓練 ③ レクリエーション ④ グループ活動 ⑤ 行事活動 ⑥ 園芸活動 ⑦ 趣味活動 ⑧ 地域活動への参加 </td></tr> <tr> <td data-bbox="359 1865 571 2033">食事介助</td><td data-bbox="571 1865 1476 2033"> ① 朝食、昼食又は夕食の提供 ② 食事の準備、後片付け ③ 食事摂取の介助 ④ その他必要な食事の介助 </td></tr> </table>	日常生活の援助	日常生活動作の能力に応じて必要な援助を行う。 ① 移動の介護 ② 養護(静養) ③ その他必要な介護	健康のチェック	血圧測定、利用者の全身状態の把握等を行う。	機能訓練	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種訓練を行う。 ① 運動機能回復訓練 ② 口腔機能回復訓練 ③ レクリエーション ④ グループ活動 ⑤ 行事活動 ⑥ 園芸活動 ⑦ 趣味活動 ⑧ 地域活動への参加	食事介助	① 朝食、昼食又は夕食の提供 ② 食事の準備、後片付け ③ 食事摂取の介助 ④ その他必要な食事の介助
日常生活の援助	日常生活動作の能力に応じて必要な援助を行う。 ① 移動の介護 ② 養護(静養) ③ その他必要な介護								
健康のチェック	血圧測定、利用者の全身状態の把握等を行う。								
機能訓練	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種訓練を行う。 ① 運動機能回復訓練 ② 口腔機能回復訓練 ③ レクリエーション ④ グループ活動 ⑤ 行事活動 ⑥ 園芸活動 ⑦ 趣味活動 ⑧ 地域活動への参加								
食事介助	① 朝食、昼食又は夕食の提供 ② 食事の準備、後片付け ③ 食事摂取の介助 ④ その他必要な食事の介助								

	入浴介助	① 入浴又は清拭 ② 衣服の脱着、身体の清拭、洗髪、洗身の介助 ③ その他必要な入浴の介助
	排せつ介助	利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行う。
	送迎支援	利用者の希望により、利用者の自宅と事業所間の送迎を行う。
訪問サービス	介護サービス	利用者の居宅を訪問して次の介護サービスを行う。サービス提供に当たっては、可能な限り利用者と従業者が共同で行うよう努めるものとする。 ① 入浴、排せつ、食事、清拭、体位変換等の身体の介護 ② 調理、住居の掃除、生活必需品の買い物等の生活援助 ③ 安否確認、見守り
	看護サービス	利用者に対して次の療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排せつ等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置
相談、援助等	利用者又はその家族に対して日常生活における介護等に関する次の相談、援助等を行う。 ア 日常生活に関する相談、助言 イ 認知症有病者である利用者の家族に対する相談、助言 ウ 福祉用具の利用方法の相談、助言 エ 住宅改修に関する情報の提供 オ 医療系サービスの利用についての相談、助言 カ 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き キ 家族や地域との交流支援 ク その他必要な相談、助言	

9. 利用者負担金

利用者がサービスを利用した場合の利用者負担金は、次の3種に分かれ、それぞれの自己負担分の合計額がご負担いただく金額となります。

Ⅰ 介護報酬に係るお客様負担金(原則として介護保険負担割合証に記載の通り1割・2割もしくは3割)

Ⅱ 運営基準(省令)で定められた、「その他の費用」(全額自己負担)

Ⅲ 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用(全額自己負担)

なお、上記Ⅲ「通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用」とはⅠの①②で定められている内容以外のサービス提供を受けた場合、又は介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた場合に掛かる費用です。

※以下の費用額は、単位数に松戸市の地域別単価(1単位当たり10.55円)を乗じて算出しております。

※料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

I 介護報酬に係る費用

①看護小規模多機能型居宅介護費

【1月につき】

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
同一建物以外	要介護1	12447	131,315 円	13,132 円	26,263 円	39,395 円
	要介護2	17415	183,728 円	18,373 円	36,746 円	55,119 円
	要介護3	24481	258,274 円	25,828 円	51,655 円	77,483 円
	要介護4	27766	292,931 円	29,294 円	58,587 円	87,880 円
	要介護5	31408	331,354 円	33,136 円	66,271 円	99,407 円

②短期利用居宅介護費

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
短期利用	要介護1	571	6,024 円	603 円	1,205 円	1,808 円
	要介護2	638	6,730 円	673 円	1,346 円	2,019 円
	要介護3	706	7,448 円	745 円	1,490 円	2,235 円
	要介護4	773	8,155 円	816 円	1,631 円	2,447 円
	要介護5	839	8,851 円	886 円	1,771 円	2,656 円

- ※ 月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。
- ※ 登録日とは利用者と事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日を言います。
- ※ 登録終了日とは利用者と事業者の利用契約を終了した日を言います。
- ※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合には、70/100に相当する単位数を算定します。
- ※ 登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、看護小規模多機能型居宅介護費及び短期利用居宅介護費は算定しません。
- ※ 利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者等の割合が、厚生労働省が定める割合を満たしていない場合は、1月につき、要介護1～3の場合は925単位(利用料:9,758円、1割負担:976円、2割負担:1,952円、3割負担:2,928円)、要介護4の場合は1,850単位(利用料:19,517円、1割負担:1,952円、2割負担:3,904円、3割負担:5,856円)、要介護5の場合は2,914単位(利用料:30,742円、1割負担:3,075円、2割負担:6,149円、3割負担:9,223円)を減算します。
- ※ 主治の医師から、末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病(★)により訪問看護を行う必要がある旨の指示を受けた場合は、1月につき、要介護1～3の場合は9,759円(利用者負担額:1割負担976円、2割負担1,952円、3割負担2,928円)、要介護4の場合は19,517円(利用者負担額:1割負担1,952円、2割負担3,904円、3割負担5,856円)、要介護5の場合は30,744円(利用者負担額:1割負担3,075円、2割負担6,149円、3割負担9,223円)を減算します。

(★)その他別に厚生労働大臣が定める疾病

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態。

- ※ 主治の医師が、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日数に、要介護1～3の場合は1日につき30単位(利用料:316円、1割負担:32円、2割負担:64円、3割負担:95円)、要介護4の場合は60単位(利用料:633円、1割負担:64円、2割負担:127円、3割負担:190円)、要介護5の場合は95単位(利用料1,002円、1割負担:101円、2割負担:201円、3割負担:301円)減算します。

上記減算となる場合には、訪問看護サービスは医療保険でのサービス提供となり、その場合、あんず訪問看護ステーションとの契約が必要となります。

- ※ 身体的拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の99/100となります。
- ※ 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的には開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の99/100となります。
- ※ 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の99/100となります。

②加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算	30	316円	32円	64円	95円	1日につき
認知症加算(Ⅰ)	920	9,706円	971円	1,942円	2,912円	1月につき
認知症加算(Ⅱ)	890	9,389円	939円	1,878円	2,817円	1月につき
認知症加算(Ⅲ)	760	8,018円	802円	1,604円	2,406円	1月につき
認知症加算(Ⅳ)	460	4,853円	486円	971円	1,456円	1月につき
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,110円	211円	422円	633円	1日につき(7日を限度) (短期利用居宅介護費を算定の場合)
若年性認知症利用者受入加算	800	8,440円	844円	1,688円	2,532円	1月につき
栄養アセスメント加算	50	527円	53円	106円	159円	1月につき

栄養改善加算	200	2,110 円	211 円	422 円	633 円	1回につき(3 月以内に限り 1 月に2回を限度)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20	211 円	22 円	43 円	64 円	1回につき
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	5	52 円	6 円	11 円	16 円	1回につき
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150	1,582 円	159 円	317 円	475 円	1月につき(3 月以内に限り 1 月に2回を限度)
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	1,688 円	169 円	338 円	507 円	
退院時共同指導加算	600	6,330 円	633 円	1,266 円	1,899 円	1回につき
緊急時対応加算	774	8,165 円	817 円	1,633 円	2,450 円	
緊急時訪問看護加算	574	6,055 円	606 円	1,211 円	1,817 円	1月につき
特別管理加算(Ⅰ)	500	5,275 円	528 円	1,055 円	1,583 円	1月につき
特別管理加算(Ⅱ)	250	2,637 円	264 円	528 円	792 円	1月につき
専門管理加算	250	2,637 円	264 円	528 円	792 円	
ターミナルケア加算	2500	26,375 円	2,638 円	5,275 円	7,913 円	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合 (死亡月に 1 回)
遠隔死亡診断補助加算	150	1,582 円	159 円	317 円	475 円	
看護体制強化加算(Ⅰ)	3,000	31,650 円	3,165 円	6,330 円	9,495 円	1月につき
看護体制強化加算(Ⅱ)	2,500	26,375 円	2,638 円	5,275 円	7,913 円	1月につき
訪問体制強化加算	1,000	10,550 円	1,055 円	2,110 円	3,165 円	1月につき
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	1200	12,660 円	1,266 円	2,532 円	3,798 円	1月につき
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	800	8,440 円	844 円	1,688 円	2,532 円	1月につき
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	31 円	4 円	7 円	10 円	1月につき
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13	137 円	14 円	28 円	42 円	1月につき
排せつ支援加算(Ⅰ)	10	105 円	11 円	21 円	32 円	1月につき
排せつ支援加算(Ⅱ)	15	158 円	16 円	32 円	48 円	1月につき
排せつ支援加算(Ⅲ)	20	211 円	22 円	43 円	64 円	1月につき
科学的介護推進体制	40	422 円	43 円	85 円	127 円	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	1,055 円	106 円	211 円	317 円	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	105 円	11 円	21 円	32 円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	750	7,912 円	792 円	1,583 円	2,374 円	1月につき (看護小規模多機能型居宅介護費を算定の場合)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	640	6,752 円	676 円	1,351 円	2,026 円	

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	350	3,692 円	370 円	739 円	1,108 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	25	263 円	27 円	53 円	79 円	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	21	221 円	23 円	45 円	67 円	(短期利用居宅介護費を
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	12	126 円	13 円	26 円	38 円	算定の場合)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単 位数の 14.9%	左記の単 位数×地 域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	・1月につき ・〔※所定単位数〕 基本サービス費に各種 加算・減算を加えた総単 位数

- ※
- ※ 初期加算は、当事業所に登録した日から 30 日以内の期間について算定します。
- ※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急に看護小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断された利用者にサービスを提供した場合、7日間を限度として算定します。
- ※ 認知症加算(Ⅰ)、(Ⅱ)は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。認知症加算(Ⅲ)は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする利用者に対して、看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。
- 認知症加算(Ⅳ)は、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする要介護2の利用者に対して、看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症(40 歳から 64 歳まで)の利用者を対象に看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。
- ※ 栄養アセスメント加算は、当事業所の従業者又は外部の介護事業所等との連携により管理栄養士を配置し、利用者ごとに多職種共同で栄養アセスメントを行い、その結果を利用者又は家族に説明するとともに、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に、算定します。
- ※ 栄養改善加算は、低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対して、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成するなど、栄養改善サービスを行った場合に、算定します。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。
- ※ 口腔機能向上加算は口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対して、口腔機能の向上を目的として口腔清掃指導や摂食嚥下訓練の実施等を個別的に実施した場合に、算定します。
- ※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、当事業所の看護師、理学療法士等が退院時共同指導を行った後、退院後に初回訪問看護サービスを行った場合に算定します。
- ※ 緊急時対応加算は、当事業所が利用者の同意を得て、利用者又は家族と24 時間連絡でき、計画的に訪問することとなっていない緊急時の訪問を必要に応じて行う体制にある場合、算定します。
- ※ 特別管理加算は、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

特別管理加算(Ⅰ)を算定する場合の利用者について

医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態の方。

特別管理加算(Ⅱ)を算定する場合の利用者について

- ・医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態の方

- ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態の方
- ・真皮を超える褥瘡の状態の方
- ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態の方
- ※ 専門管理加算は、緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が、計画的な管理を行った場合に算定します。
- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に算定します。
- その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。
 - イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
 - ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態
- ※ 遠隔死亡診断補助加算は、情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、死亡診断加算を算定する利用者について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合は算定します。
- ※ 看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者へのサービス提供体制を強化した場合に算定します。
- ※ 訪問体制強化加算は、登録者の居宅における生活を継続するためのサービスの提供体制を強化した場合に算定します。
- ※ 総合マネジメント体制強化加算は、利用者の状況の変化に応じ多職種共同で看護小規模多機能型居宅介護計画を見直し、地域の病院、診療所等他の関係施設に対して当事業所が提供できるサービスの具体的な内容に関して情報提供を行っている場合に算定します。
- ※ 褥瘡マネジメント加算は、継続的に利用者ごとの褥瘡の発生とリスクを評価し、多職種共同にて褥瘡ケア計画を作成し、そのケアの内容や状態を記録するなどの褥瘡管理を実施している場合に算定します。
- ※ 排せつ支援加算は、排せつに介護を要する利用者であって、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について、多職種共同で、当該利用者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づく支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を看護小規模多機能型居宅介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。
- ※ 生産性向上推進体制加算は、介護職員の処遇改善を進めることに加え、介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入等により、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組をしている場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

Ⅱ その他の費用

区分	金額		備考
食事の提供に要する費用	朝食	300 円	
	昼食	600 円	
	おやつ	50 円	
	夕食	400 円	
宿泊に要する費用	1 泊	3,000 円	
紙おむつ類	フラットタイプ	1 枚 150 円	
	パンツタイプ	1 枚 100 円	
	パット	1 枚 50 円	
交通費	1km ごと (端数切上)	100 円	事業の実施地域(松戸市内)を越えてサービス提供する場合、超える地点からの距離に応じて加算。
処置料	死後の処置	10,000 円(税別)	材料費含む
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用		実費相当額	日常生活上必要となる諸経費 レクリエーション活動等個別で利用する レクリエーション材料費等

Ⅲ 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用

区分	金額	備考
複写物の交付	1 枚 10 円	利用者の希望により交付した場合

10. 利用料金、その他の費用の支払い方法

- (1)利用料、その他の費用は、利用月ごとに計算し、合計額を請求いたします。
- (2)利用月の利用料金の請求書は、利用翌月15日頃までに発行いたしますので、支払い期日までに以下の支払方法にてお支払ください。

① 口座振替(引き落とし)

事前に登録したお客様指定の口座より、27日に振替させていただきます。

② 銀行振込

末日までに下記口座にお振り込み送金してお支払いください。 振込手数料は利用者負担となります。

銀行名	千葉銀行	支店名	八柱支店
口座種別	普通	口座番号	3647974
口座名義	一般社団法人幸樹会 代表理事 佐塚みさ子		

※入金確認後、領収証を発行します。

※口座振替または振り込みによる支払ができない方場合は、現金集金のご相談をお受けすることも検討させていただきますが、基本的には口座振替もしくは銀行振込によるお支払のご協力をお願いしております。

- (3)保険料の滞納等により法定代理受領が出来なくなった場合、いったん費用額の全額をお支払いいただき、当事業所より、サービス提供証明書を交付します。
- サービス提供証明書を後日、保険者の窓口に提出しますと自己負担額を除く額の払い戻しを受けられます。

(4)法定の報酬改定により、介護報酬に係るお客様負担金に変更が生じた場合、文書による同意を得た上で、利用者負担額を変更いたします。

(5)保険適用外部分について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用料金を改定する場合がございます。料金変更する際には、1ヶ月以上の予告期間をおいた上で文書により説明し交付いたします。

11. サービスに関する留意事項

(1)利用者は、サービス利用を新たに追加、変更又は中止する場合は、サービス利用予定日の前日までに事業所に申し込むものとします。但し緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。また、申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望に添えない場合は、利用可能日を提示して協議します。

(2)利用者は事業所において次の行為はできません。

- ① 事業所内の設備や器具は本来の用途に従ってご利用ください。故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出した場合、自己負担により原状回復していただくか、相当の代金をお支払い頂く場合がございます。
- ② 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ③ 当事業所職員や他の利用者に対する宗教活動や政治活動、営利活動等をおこなうことはできません。
- ④ 健康増進法により、事業所敷地内は全面禁煙となっております。サービス利用時のタバコはご遠慮ください。
- ⑤ 所持金、貴重品の管理は自己の責任において管理してください。

(3)サービスの提供にあたって

- ① サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- ② 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- ③ サービス提供は「看護小規模多機能型居宅介護計画」に基づいて行います。なお、「看護小規模多機能型居宅介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。

(4)サービス提供の記録

- ① 指定看護小規模多機能型居宅介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(5)従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

12. 事故発生時及び緊急時の対応

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態や事故が発生したときは、速やかに利用者の家族、主治の医師又は事業者の協力医療機関、及び市町村等関係機関へ連絡を行う等、以下のとおり、必要な措置を講じます。

- ① サービス提供中に事故が発生、または容体の急変等の緊急事態が発生した場合は、事前の打ち合わせにそって連絡いたします。
(お客様の主治医、救急隊、緊急連絡先、介護支援専門員、お住まいの行政機関、その他等)
- ② 急を要する場合は、事業所の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合もあります。
- ③ 必要に応じて、警察、消防、市区町村、その他関連機関への連絡をいたします。
- ④ 事故再発防止策として、事故報告書に基づき調査・検討をして防止策の作成をします。
- ⑤ 施設内の会議に事故事例を提出し、再発の防止に努めます。
- ⑥ 高齢者虐待防止法に掲げる虐待又は虐待の恐れがあると判断したときは、市町村等の高齢者虐待対応窓口へ通報します。

13. 非常災害対策

関係機関への通報・連絡体制の整備について	防火管理者を定め、災害時の対応マニュアルを整備し、消防計画を松戸市消防本部へ提出。事業所内において避難、救出その他必要な訓練をおこなう。
避難・救出等必要な訓練の実施について	年間2回(1月・7月) 可能な限り消防団や地域住民と連携しておこなう。
防火管理者	岡本 健吾

14. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

苦情相談窓口	担当者 喜瀬はるみ (事業所管理者) 受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00 電話番号 047-710-0331
--------	--

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	松戸市 介護保険課 給付班	電話番号:047-366-7067
	千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	電話番号:043-254-7428

15. 虐待の防止のための措置

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	代表理事 佐塚みさ子
-------------	------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します

虐待相談受付機関	松戸市 基幹型地域包括支援センター	電話番号:047-366-7343
	東部地域包括支援センター	電話番号:047-330-8866

16. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

17. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 運営推進会議の設置

事業所のサービスの提供状況や運営状況の報告及びサービス内容の評価、要望等を受けるため、以下の通り運営推進会議を設置いたします。

構成員	利用者又は利用者の家族、地域住民の代表者、市職員、地域包括支援センター職員、サービスに知見を有するもの、事業所管理者および従業員
開催	年間6回(隔月)
議事録	運営推進会議の内容について、記録を作成し公表。

19. 個人情報の保護

事業者は、お客様及びお客様のご家族の個人情報を適切に取り扱うことは、介護・介護予防サービスに携わるものの重大な責務と考え、事業者が保有する個人情報に関して適正かつ適切な取扱いに努め、個人情報に関連する法令その他関係法令、厚生労働省のガイドライン及び当社プライバシーポリシーを遵守します

- ① 事業者及び事業所の従業員は、正当な理由なくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- ② 事業者及び事業所の従業員であったものは、退職後も正当な理由なくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- ③ 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、利用者の医療上緊急の必要がある場合又は、サービス担当者会議等で必要がある場合、必要な範囲内で利用者又はその代理人の了解を得た上で個人情報を利用します。

20. 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて、以下の医療機関を協力医療機関と定め、連携体制を整備しています。

医療機関名	所在地	電話番号
医療法人社団鼎会 三和病院	千葉県松戸市日暮 7-379	047-712-0202
医療法人愛育会 やばしら歯科	千葉県松戸市日暮 1-5-8	047-385-3591

指定看護小規模多機能型居宅介護利用にあたり、利用者に対して看護小規模多機能型居宅介護契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

説明日 年 月 日

説明者

事業所名 事業所所在地 千葉県松戸市日暮 7-344
事業者(法人)名 一般社団法人 幸樹会
代表者名 代表理事 佐塚 みさ子
事業所名 看護小規模多機能型居宅介護 さんしょう

事業者から上記内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者
住所

氏名

ご家族もしくは代理人
住所

氏名
続柄(関係)